

様式第60号 (第24条関係)

講習業務規程認可申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

Ⓔ

(名称及び代表者の氏名)

電 話 ( )

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可について、当該講習業務規程を添えて申請します。

<p>講習業務規程の認可を 受けようとする者の所 在地、名称及び代表者 の氏名</p>	
---	--

注 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第61号（第24条関係）

## 講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

（所在地）

申請者 氏 名

④

（名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） —

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請を  
します。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第62号 (第24条関係)

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

Ⓜ

(名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) -

指定講習機関に関する規則第14条第1項の規定による特定講習の <sup>一部</sup> <sub>全部</sub> の休止 <sup>の</sup> <sub>の</sub> 許可を申請します。

許可を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名		
特定講習の種別	休 止	
	廃 止	
休 止 の 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで
廃 止 の 年 月 日		年 月 日
申 請 の 理 由		

注 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第63号（第25条関係）

運転免許証返納書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

返納者 氏 名

Ⓔ

続 柄

次の運転免許証を返納します。

住 所																														
フリガナ 氏 名																														
免許証番号	第	<table border="1" style="width:100%; height:20px;"> <tr> <td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td><td style="width:20px;"> </td> </tr> </table>																												号
交付年月日 有効期限	年 月 日 交付 年 月 日まで有効																													
免許の種類	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	大 型 仮	中 型 仮	普 通 仮													
返納の理由	1 本免許証 (1) 取消し ( 年 月 日 欠格 年 ) (2) 申請による取消し ( 年 月 日 ) (3) 失効 (免許証の期限切れ) (4) 再交付後の発見等 (5) 死亡 ( 年 月 日 ) 2 仮免許証 (1) 取消し ( 年 月 日 ) (2) 失効 (免許証の期限切れ) (3) 再交付後の発見等 (4) 死亡 ( 年 月 日 ) 3 国外免許証 (1) 有効期間満了 (2) 失効 (本免許証の有効期限切れ)																													

様式第64号（第26条関係）

## 運転免許取得者教育認定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

㊤

電 話 ( ) -

次により運転免許取得者教育の認定を申請します。

認定を受けようとする者の所在地及び施設の名称	
課程の区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大型自動車、中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの</li> <li>2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの</li> <li>3 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの</li> <li>4 高齢者に対するもの（前記3に掲げるものを除く。）</li> <li>5 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの</li> <li>6 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの</li> <li>7 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記2に掲げる者を除く。）に対するもの</li> <li>8 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記1及び2に掲げる者を除く。）に対するもの（前記6及び7に掲げるものを除く。）</li> </ol>
添付書類	

注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「課程の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第65号（第26条関係）

第 号

認 定 書

所在地

名 称

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により貴 施設として認定します。 を運転免許取得者教育を行う

認定する教育課程

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第66号（第26条関係）

第 号

運転免許取得者教育認定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者教育を行う施設としての認定を取り消したので通知します。

認定番号	
取り消した 課程の区分	
理 由	

注 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第67号（第26条関係）

認定教育実施者に係る公示事項等変更届

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

(所在地)

届出者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) -

㊦

運転免許取得者教育の認定に関する規則第7条<sup>第1項</sup><sub>第3項</sub>の規定による公示事項等について、変更の届出をします。

変 更 事 項	
変 更 内 容	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。



## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 緊急自動車指定証記載事項変更届、緊急自動車指定証再交付申請書、副安全運転管理者に関する届出書、履歴書、安全運転管理者等講習受講申出書、指定旅客自動車運転教習施設の指定申請書、指定自動車教習所職員講習受講申出書、初心運転者講習受講申出書、初心運転者講習通知手数料納入書、更新時講習受講申出・手数料納入書(特定失効者用)、高齢者講習受講申出書、違反者講習受講申出・通知手数料納入書、特定任意講習受講申出書、任意高齢者講習受講申出書、取消処分者講習終了証書再交付申請書、取消処分者講習終了証書再交付報告書、高齢者講習終了証明書再交付申請書、特定任意講習終了証明書再交付申請書、任意高齢者講習終了証明書等再交付申請書、指定講習機関指定申請書、公示事項等の変更の届出について、講習業務規程認可申請書、講習業務規程変更認可申請書、講習の休廃止の許可申請書及び公示事項等変更届の様式については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定によりなされた届出、願い出、申請又は申出は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている緊急自動車指定証、道路維持作業用自動車指定証、緊急自動車届出確認証、道路維持作業用自動車届出確認証、安全運転管理者証、副安全運転管理者証、教習修了証書、取消処分者講習修了証書、指定書、卒業検定合格証明、終了検定合格証明、運転経歴証明書、運転習熟指導員審査合格証及び認定書は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。

## 兵庫県公安委員会告示第130号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年5月29日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

- 1 技能検定員審査の種類  
技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日  
平成19年6月30日(土)
- 3 技能検定員審査の場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
  - (1) 提出書類
    - ア 審査申請書1通  
審査申請書は、平成19年6月4日(月)から同月8日(金)までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。  
なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。
    - イ 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に

係る運転免許証

- ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- カ 規則第17条の規定により、審査細目の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成19年6月4日（月）から同月8日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成19年6月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては24,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては20,500円、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（<sup>けん</sup>引）を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目の一部を免除される者は、使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成19年兵庫県条例第9号）による改正後の警察手数料徴収条例別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成19年7月31日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628

~~~~~

兵庫県公安委員会告示第131号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年5月29日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉 修 悟

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（<sup>けん</sup>引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成19年6月30日(土)

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成19年6月4日(月)から同月8日(金)までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)又は教習指導員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(大型)

エ 教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(大型)

オ 教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(普通)

カ 規則第17条の規定により、審査細目の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成19年6月4日(月)から同月8日(金)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成19年6月8日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)を受けようとする者には15,650円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者には12,150円、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)を受けようとする者には9,500円、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者には13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目の一部を免除される者は、使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成19年兵庫県条例第9号)による改正後の警察手数料徴収条例別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成19年7月31日(火)午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話(078)912-1628

## 収用委員会告示

## 兵庫県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成19年5月29日

兵庫県収用委員会

会長 安永正昭

## 1 起業者の名称

国土交通大臣

## 2 事業の種類

一般国道175号改築工事「神出バイパス」（兵庫県神戸市西区神出町北字道ノ下地内から同県神戸市西区神出町小東野字小池地内まで）及びこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

## 3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年5月15日

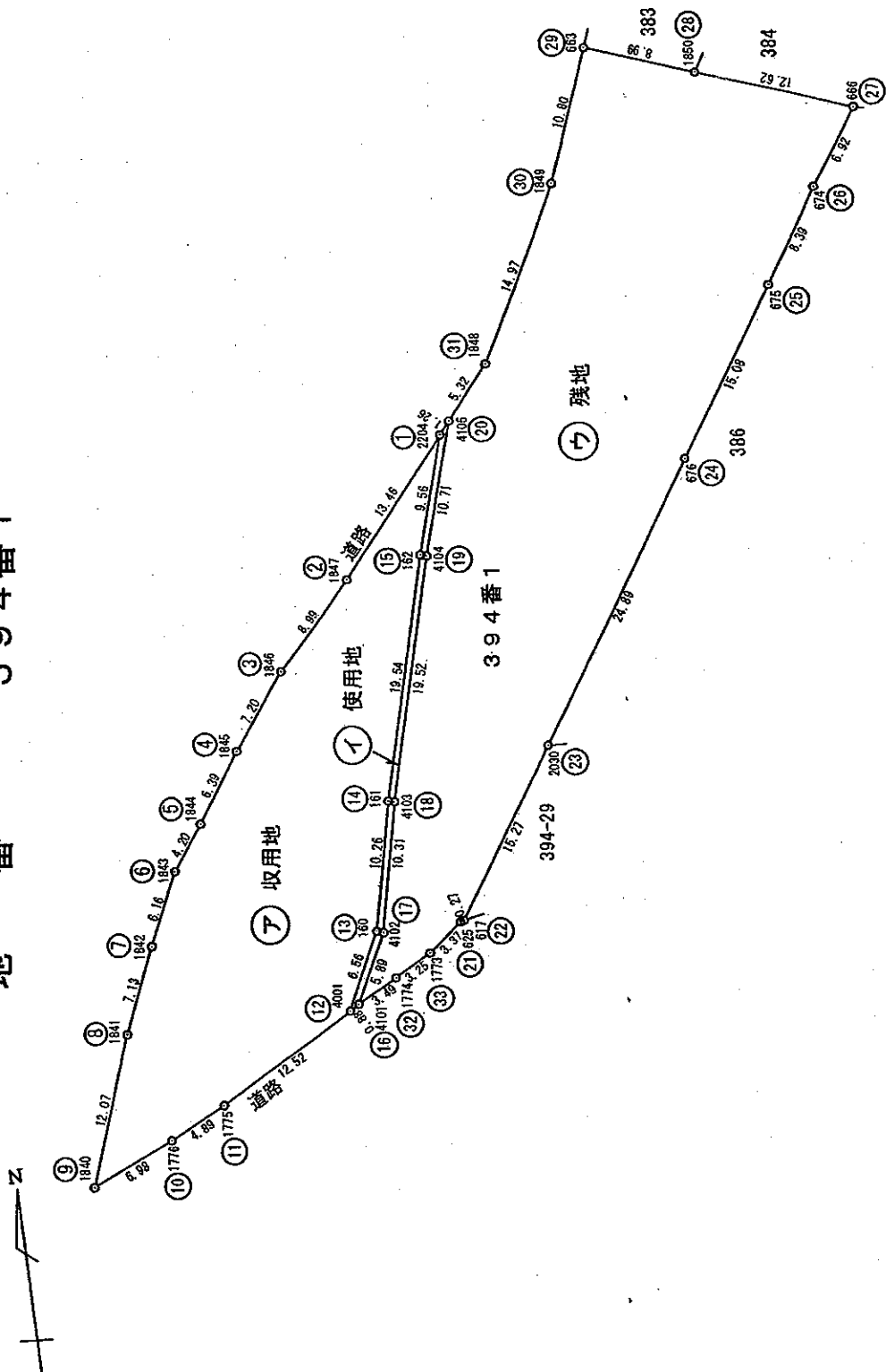
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

| 所 在                   | 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地 |     |         |           | 土 地 所 有 者       |                |                                                            | 土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人 |     |     |     |     |           |
|-----------------------|-----------------------------|-----|---------|-----------|-----------------|----------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----------|
|                       | 地 番                         | 地 目 | 公 簿 地 積 | 実 測 地 積   | 収 用 に 係 る 面 積   | 使 用 に 係 る 面 積  | 氏 名                                                        | 住 所                           | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 権 利 の 種 類 |
| 神戸市西区<br>神出町廣谷<br>字西口 | 394 番<br>1                  | 山林  | 1,131㎡  | 1,720.87㎡ | 605.34㎡<br>(注1) | 23.09㎡<br>(注2) | 有限会社金澤運<br>輸。<br><br>〔ただし、登<br>記簿上の表<br>示<br>有限会社金<br>沢運輸〕 | 神戸市西区神出町広谷<br>167番地の3         | なし  | —   | —   | —   | —         |

(注1) 収用に係る土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分  
 (注2) 使用に係る土地の区域は、別添図面表示の⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉓の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

# 用地実測平面图 縮尺 1:500

土地の所在  
神戸市西区神出町廣谷字西口  
地番 394番1



座標求積表

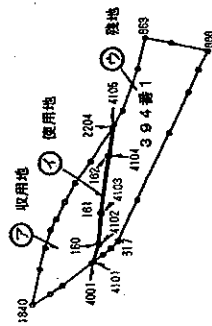
土地の所在  
地番  
神戸市西区神出町廣谷字西口  
394番1

| 地番                                                                                    | 区分  | 符号 | 点名 | X    | Y           | X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> | Y <sub>n</sub> (X <sub>nt1</sub> -X <sub>n-1</sub> ) | 辺長              |       |     |             |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|------|-------------|------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------|-------|-----|-------------|---|
| 394-1                                                                                 | 収用地 | 7  | 1  | 2204 | -137662.607 | 59097.110                          | -1.123                                               | -66366.054530   | 13.46 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 2  | 1847 | -137672.872 | 59088.389                          | -16.706                                              | -987130.626634  | 8.99  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 3  | 1846 | -137679.313 | 59082.105                          | -12.158                                              | -718320.232590  | 7.20  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 4  | 1845 | -137685.030 | 59077.716                          | -11.020                                              | -651036.430320  | 6.39  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 5  | 1844 | -137690.333 | 59074.144                          | -8.686                                               | -513118.014784  | 4.20  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 6  | 1843 | -137693.716 | 59071.646                          | -8.975                                               | -530168.022850  | 6.16  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 7  | 1842 | -137699.308 | 59069.051                          | -12.142                                              | -717218.417242  | 7.13  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 8  | 1841 | -137705.858 | 59066.224                          | -17.888                                              | -1066679.614912 | 12.07 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 9  | 1840 | -137717.196 | 59062.082                          | -8.658                                               | -511241.381792  | 6.98  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 10 | 1776 | -137714.514 | 59068.534                          | 4.779                                                | 282288.523986   | 4.89  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 11 | 1775 | -137712.417 | 59072.954                          | 8.011                                                | 473233.434494   | 12.52 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 12 | 4001 | -137706.503 | 59083.998                          | 11.803                                               | 697368.428394   | 6.56  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 13 | 160  | -137700.614 | 59086.899                          | 15.902                                               | 939599.867898   | 10.26 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 14 | 161  | -137690.601 | 59089.149                          | 28.865                                               | 1705608.285885  | 19.54 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 15 | 162  | -137671.749 | 59094.304                          | 27.994                                               | 1654285.946176  | 9.56  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    |    |      |             |                                    |                                                      |                 |       | 倍面積 | 1210.691179 |   |
|                                                                                       |     |    |    |      |             |                                    | 面積                                                   | 605.3455895     |       |     |             |   |
|                                                                                       |     |    |    |      |             |                                    | 地積                                                   | 605.34          | ㎡     |     |             |   |
| <p>実測平面図の 4001、4101、4102、4103、4104、4105、2204、162、161、160及び 4001の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。</p> |     |    |    |      |             |                                    |                                                      |                 |       |     |             |   |
| 394-1                                                                                 | 収用地 | 1  | 12 | 4001 | -137706.503 | 59083.998                          | -5.460                                               | -322598.629080  | 0.88  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 16 | 4101 | -137706.074 | 59084.767                          | 5.721                                                | 338023.952007   | 5.89  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 17 | 4102 | -137700.782 | 59087.374                          | 15.352                                               | 907109.365648   | 10.31 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 18 | 4103 | -137690.722 | 59089.634                          | 28.894                                               | 1707335.884796  | 19.52 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 19 | 4104 | -137671.888 | 59094.784                          | 29.079                                               | 1718417.223936  | 10.71 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 20 | 4105 | -137661.643 | 59097.929                          | 9.281                                                | 548487.879049   | 1.26  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 1  | 2204 | -137662.607 | 59097.110                          | -10.106                                              | -597235.393660  | 9.56  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 15 | 162  | -137671.749 | 59094.304                          | -27.994                                              | -1654285.946176 | 19.54 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 14 | 161  | -137690.601 | 59089.149                          | -28.865                                              | -1705608.285885 | 10.26 |     |             |   |
|                                                                                       |     |    | 13 | 160  | -137700.614 | 59086.899                          | -15.902                                              | -939599.867898  | 6.56  |     |             |   |
|                                                                                       |     |    |    |      |             |                                    |                                                      |                 |       | 倍面積 | 46.182737   |   |
|                                                                                       |     |    |    |      |             |                                    |                                                      |                 |       | 面積  | 23.0913686  |   |
|                                                                                       |     |    |    |      |             |                                    |                                                      |                 |       | 地積  | 23.09       | ㎡ |

# 引照点図 縮尺 1:2,500



| 点 名          | X           | Y         |
|--------------|-------------|-----------|
| 引照点1 (BP.9)  | -137647.098 | 59163.623 |
| 引照点2 (BP.10) | -137515.602 | 59180.061 |



⊕ 引照点1 (BP.9)  
175号神出バイパス基準点

⊕ 引照点2 (BP.10)  
175号神出バイパス基準点

| 境界点  | 引照点          | 距 離     |
|------|--------------|---------|
|      | 引照点1 (BP.9)  | 132.519 |
|      | 引照点2 (BP.10) | 132.519 |
| 1840 | 引照点1 (BP.9)  | 123.387 |
|      | 引照点2 (BP.10) | 233.579 |
| 4001 | 引照点1 (BP.9)  | 99.343  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 213.708 |
| 160  | 引照点1 (BP.9)  | 93.544  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 207.144 |
| 161  | 引照点1 (BP.9)  | 96.249  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 197.205 |
| 162  | 引照点1 (BP.9)  | 73.572  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 178.146 |
| 2204 | 引照点1 (BP.9)  | 68.297  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 168.794 |
| 4101 | 引照点1 (BP.9)  | 98.470  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 212.980 |

| 境界点  | 引照点          | 距 離     |
|------|--------------|---------|
|      | 引照点1 (BP.9)  | 132.519 |
|      | 引照点2 (BP.10) | 132.519 |
| 4102 | 引照点1 (BP.9)  | 93.252  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 207.081 |
| 4103 | 引照点1 (BP.9)  | 85.892  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 197.089 |
| 4104 | 引照点1 (BP.9)  | 73.167  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 178.038 |
| 4105 | 引照点1 (BP.9)  | 67.285  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 167.552 |
| 617  | 引照点1 (BP.9)  | 88.184  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 204.328 |
| 666  | 引照点1 (BP.9)  | 31.355  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 134.955 |
| 663  | 引照点1 (BP.9)  | 52.734  |
|      | 引照点2 (BP.10) | 136.654 |



| 地 番   | 区 分 | 符 号 | 点 名                                                                                                               | X    | Y           | X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> | Y <sub>n</sub> (X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> ) | 辺 長             |                       |                |
|-------|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|----------------|
| 394-1 | 残 地 | ウ   | 実測平面図の 625、617、2030、676、675、674、666、1850、663、1849、1848、4105、4104、4103、4102、4101、1774、1773及び 625の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分。 |      |             |                                    |                                                      |                 |                       |                |
|       |     |     | 21                                                                                                                | 625  | -137700.811 | 59093.369                          | 2.128                                                | 125750.689232   | 0.27                  |                |
|       |     |     | 22                                                                                                                | 617  | -137700.755 | 59093.642                          | 12.779                                               | 755157.651118   | 15.27                 |                |
|       |     |     | 23                                                                                                                | 2030 | -137688.032 | 59102.066                          | 33.462                                               | 1977674.001732  | 24.89                 |                |
|       |     |     | 24                                                                                                                | 676  | -137667.293 | 59115.852                          | 33.324                                               | 1969976.652048  | 15.08                 |                |
|       |     |     | 25                                                                                                                | 675  | -137654.708 | 59124.178                          | 19.622                                               | 1160134.620716  | 8.39                  |                |
|       |     |     | 26                                                                                                                | 674  | -137647.671 | 59126.757                          | 12.738                                               | 753182.106666   | 6.92                  |                |
|       |     |     | 27                                                                                                                | 666  | -137641.970 | 59132.690                          | 10.158                                               | 600669.865020   | 12.62                 |                |
|       |     |     | 28                                                                                                                | 1850 | -137637.513 | 59120.880                          | 7.611                                                | 44969.017680    | 8.99                  |                |
|       |     |     | 29                                                                                                                | 663  | -137634.359 | 59112.451                          | -6.907                                               | -408289.699057  | 10.80                 |                |
|       |     |     | 30                                                                                                                | 1849 | -137544.420 | 59108.511                          | -23.223                                              | -1372676.950953 | 14.97                 |                |
|       |     |     | 31                                                                                                                | 1848 | -137657.582 | 59101.379                          | -17.223                                              | -1017903.050517 | 5.32                  |                |
|       |     |     | 32                                                                                                                | 4105 | -137661.649 | 59097.929                          | -14.306                                              | -845454.972274  | 10.71                 |                |
|       |     |     | 33                                                                                                                | 4104 | -137671.888 | 59094.784                          | -29.079                                              | -1718417.223936 | 19.52                 |                |
|       |     |     | 34                                                                                                                | 4103 | -137690.722 | 59089.634                          | -28.894                                              | -1707335.884796 | 10.31                 |                |
|       |     |     | 35                                                                                                                | 4102 | -137700.782 | 59087.374                          | -15.352                                              | -907109.365648  | 5.89                  |                |
|       |     |     | 36                                                                                                                | 4101 | -137706.074 | 59084.767                          | -3.657                                               | -216072.992919  | 3.49                  |                |
|       |     |     | 37                                                                                                                | 1774 | -137704.439 | 59087.853                          | 3.191                                                | 188549.338923   | 3.25                  |                |
|       |     |     | 38                                                                                                                | 1773 | -137702.883 | 59090.709                          | 3.628                                                | 214381.092252   | 3.37                  |                |
|       |     |     | 倍 面 積                                                                                                             |      |             |                                    |                                                      |                 | 2184.895287           |                |
|       |     |     | 面 積                                                                                                               |      |             |                                    |                                                      |                 | 1092.4476435          |                |
|       |     |     | 地 積                                                                                                               |      |             |                                    |                                                      |                 | 1092.44               | m <sup>2</sup> |
|       |     |     | 総 計                                                                                                               |      |             |                                    |                                                      |                 | 1720.87m <sup>2</sup> |                |

## 正 誤

○平成19年5月15日付け（兵庫県公報第1875号）

兵庫県告示第576号（狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施）中

| (ページ) | (行)  | (誤)      | (正)      |
|-------|------|----------|----------|
| 3     | 下から9 | 同月19日(木) | 同月11日(水) |